

滋 住 第 6 6 7 号
令和7年(2025年)5月28日

東近江市蛇溝町 231 番地
株式会社向茂組
代表取締役 向 春美 様

滋賀県土木交通部住宅課長
(公 印 省 略)

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく届出の受理について(通知)

令和7年4月15日付けで届出のありました宅地造成等に関する工事について、下記のとおり届出を受理しましたので通知します。

なお、当該工事に係る工事主の氏名または名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地等については、同法第21条第2項の規定に基づき、公表されることとなるためご留意ください。

また、公表の期間は当該工事が完了するまでとし、計画を変更(休止等含む)しようとするときや工事が完了したときは、滋賀県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則に基づき、当該届出を行ってください。

【滋賀県ホームページ(各種様式)】

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/341078.html#1>

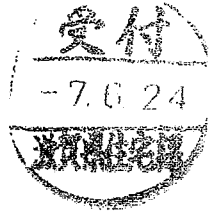
記

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| 1. 整 理 番 号 | D-40 |
| 2. 工事をしている土地の所在地及び地番 | 東近江市蛇溝町 1394 |
| 3. 工事をしている土地の面積 | 154,190.00 m ² |
| 4. 工事完了予定年月日 | 未定 |

様式第 18 号（第 15 条、第 28 条関係）

届出工事の変更届出書

2025 年 6 月 12 日



（宛先）

滋賀県知事

届出者 住所 滋賀県東近江市今崎町 514 番地 4

氏名 株式会社 向 茂 組

代表取締役 向 春美

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法
を

〔第 21 条第 1 項または第 3 項
第 40 条第 1 項または第 3 項〕

の規定により届け出た宅地造成等に関する工事

次のとおり変更したいので、届け出ます。

1 最初に届け出た年月日	令和 7 年（2025 年）5 月 28 日
2 工事をしている土地の 所在地および地番	東近江市蛇溝町 1394
3 工事をしている土地の 面積	154, 190. 00 m ²
4 行おうとする工事の種 類および内容	ストックヤードとして一時堆積中
5 変更事項	旧 〒527-0073 滋賀県東近江市蛇溝町 231 番地 新 〒527-0016 滋賀県東近江市今崎町 514 番地 4
6 変更理由	本社移転のため

注 1 1 欄については、宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 1 項または第 40 条第 1 項の規定による届出の場合のみ記載すること。

2 2 欄については、宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 3 項または第 40 条第 3 項の規定による届出の場合のみ記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。